

空き店舗助成金を利用しませんか

1事業者 30万円（最高）

事業名	空き店舗助成事業
空き店舗の定義	むつ商工会議所地域内（旧むつ市内）にある従前店舗（売場面積：概ね14㎡以上）として使用されていた建物で、主要道路に面した1階（創業者についてはこの限りではない）部分とする。 ※主要道路とは、国道、県道及び市道で自動車が往来可能な道路。
申込対象者	・令和5年10月1日～令和6年9月30日までの間に、開業（営業を開始）した者又は開業する予定の者で、空き店舗となっている建物を店舗として使用する者。但し、令和6年9月30日までに開業できない者については、不採択となる場合がありますのでご注意ください。 ・個人の場合はむつ市地域の住民票がとれること、法人の場合はむつ市に主たる事業所を有し営業すること、またはむつ市に本店を有して支店を開設することが条件です。 ※店舗とは、商品やサービスを販売・提供する建物。 [注]・夜間（17：00以降）だけ営業する店舗は対象外です。 ・日中9：00～16：00の間で3時間以上営業しなければなりません。 ・営業日が月に20日以上必要です。 ・本助成制度を利用したことのある者は対象外です。 ・令和4年度「創業助成事業」助成金を受給した者は対象外です。 ・大型店（概ね面積500㎡以上）の空きフロアへの入居は対象外です。 ・倉庫、事務所等での利用は店舗ではないので対象外です。 ・その他（詳細についてお問合せください）
助成対象費用	空き店舗において事業を実施するための必要経費 ・店舗内装経費・什器、備品の購入費用、賃貸料
採択基準	申込順に当所において審査会を開催し、諾否を決定します。また、採択された事業所を当所のホームページに掲載し、進捗状況及び実績を公表します。
助成期間	月額5万円を限度とし6ヶ月間（助成決定月または営業開始月から）
助成金額	1事業者30万円以内（但し、総額150万円以内）
募集期間	令和6年5月10日～令和6年9月30日 <u>※但し、総額に達した時点で募集を終了します。</u>
交付申請	むつ商工会議所に備え付けの申請用紙に、必要事項を記入し、下記の書類を添付していただきます。 ・開業計画書 ・収支予算書 ・所在地を証する書類 ・賃貸契約書 ・店舗のレイアウト ・見積書 ・その他、必要と判断した書類
実績報告	採択された者は、助成金の受領回数に関わらず、1回目の助成金を受領した月から6ヶ月経過後、1ヶ月以内に所定の書類にて実績を報告しなければなりません。報告がない場合、助成金を返還していただくこととなります。

【お問合せ・お申し込み】 むつ商工会議所 企画・振興課
TEL 22-2282